

# Child Protection and Safeguarding Policy

## ロンドン補習授業校

### 主要な連絡先

役割／組織	氏名	連絡先情報
指定安全保護リード(DSL)	北田俊也	<a href="mailto:kitada-t@thejapaneseschool.ltd.uk">kitada-t@thejapaneseschool.ltd.uk</a> 020-8993-7145
副 DSL	柏原貴樹	<a href="mailto:kashiwabara-t@thejapaneseschool.ltd.uk">kashiwabara-t@thejapaneseschool.ltd.uk</a> 020-8993-7145
現地当局の指定担当者 (LADO) 1. アクトン校舎 (Ealing Council) 2. プレント校舎 (Barnet Council) 3. クロイドン校舎 (Croydon Council)	1. Ms. Sharon Ackbersingh 2. Multi-Agency Safeguarding Hub (MASH) 3. Local Authority Designated Officer	Channel helpline / 020 8825 8930 <a href="mailto:asv@ealing.gov.uk">asv@ealing.gov.uk</a> 020 8359 4066 020 8255 2889 <a href="mailto:LADO@croydon.gov.uk">LADO@croydon.gov.uk</a>
運営委員長	中村 敏	<a href="mailto:satoshi.nakamura@canon-rurope.com">satoshi.nakamura@canon-rurope.com</a>
運営委員セーフガーディング・リンク	清水敦子	<a href="mailto:safeguarding@londonjpschool.uk">safeguarding@londonjpschool.uk</a>

### 1. 目的

本校の目的は、以下を周知すること。

- ▶ 子どもの福利を安全に保護し、促進するために適時に適切な措置を取る。
- ▶ 全職員が、安全保護に関する法令上の責任を把握する。
- ▶ 職員が、安全保護に関する問題の認識および報告について適切な訓練を受ける。

### 2. 法律および法令上のガイダンス

本方針は、教育省の法令上のガイダンスである[教育における子どもの安全の保護 \(Keeping Children Safe in Education\)](#) および[子ども保護のワーキング・トゥギャザー \(Working Together to Safeguard Children\)](#) に基づいている。

本方針はさらに、以下の法律に基づいている。

- ▶ 独立学校に対し、学校における児童生徒の福利を安全に保護し、促進する義務を課す、[2014 年教育 \(独立学校基準\) 規則 \(Education \(Independent School Standards\) Regulations 2014\)](#) の別紙第 3 部
- ▶ 子どものケアおよび保護に関する枠組みを定めた、[1989 年子ども法 \(The Children Act 1989\)](#) (および [2004 年修正](#))

- ▶ [2015年重大犯罪法\(Serious Crime Act 2015\)](#)第74条により挿入され、教師に対し、18歳未満の少女に対し女性器切断(FGM)が行われたと見受けられることを知り得た場合に警察に通報する法令上の義務を課す、[2003年女性器切除禁止法\(the Female Genital Mutilation Act 2003\)](#)
- ▶ FGMの影響を受ける少女の安全保護および支援に関する責任を定めた、[FGMに関する法令上のガイダンス\(Statutory guidance on FGM\)](#)
- ▶ 刑事上の有罪判決を受けた人が子どもに接触できる場合を定めた、[1974年犯罪者更生法\(The Rehabilitation of Offenders Act 1974\)](#)
- ▶ どの「規制対象業務」が子どもに関連しているかを定義した、[2006年弱者保護法\(Safeguarding Vulnerable Groups Act 2006\)](#)
- ▶ 2015年テロ対策安全法(Counter-Terrorism and Security Act 2015)に基づく過激化のリスクおよび過激思想から人々を保護する学校の義務を説明した、[Prevent義務に関する法令上のガイダンス\(Statutory guidance on the Prevent duty\)](#),
- ▶ [2018年育児\(欠格\)および育児\(無料保育措置\)\(権利拡大\)\(修正\)規則\(Childcare \(Disqualification\) and Childcare \(Early Years Provision Free of Charge\) \(Extended Entitlement\) \(Amendment\) Regulations 2018\)](#)(本方針において「2018年育児欠格規則」という)、および子どもと接する資格を有しない人を定めた[2006年育児法\(Childcare Act 2006\)](#)

### 3. 定義

**子どもの福利の安全保護および促進**とは、以下を意味する。

- ▶ 子どもが不適切な養育を受けないよう保護すること
- ▶ 子どもの健康または成長が損なわれることを防止すること
- ▶ 子どもが安全かつ効果的な養育の措置を受けられる状況で成長するよう徹底すること
- ▶ すべての子どもが最善の結果を得られるように措置を取ること

**子どもの保護**は、この定義の一部であり、子どもが著しい害を受けること、または受ける可能性が生じることを防止するために取られる活動をいう。

**虐待**とは、子どもの不適切な養育の一形態であり、害を与える行為を行うこと、または害を防止する行為を怠ることを含むことがある。付属書1では、様々な種類の虐待について説明している。

**ネグレクト**とは、虐待の一形態であり、持続的に子どもの基本的な身体的および／または心理的ニーズを満たさないことにより、子どもの健康または成長に著しい害を引き起こす可能性のあるものをいう。付属書1では、ネグレクトについて詳細に定義している。

**セクスティング**(青少年が性的画像を生成することとしても知られる)とは、子どもが性的画像(写真または動画)を共有することをいう。

**子ども**には、18歳未満のすべての人が含まれる。

以下の3名の**安全保護パートナー**は、教育における子どもの安全の保護で特定される(また2017年子どもおよびソーシャルワーク法第2章により修正された2004年子ども法で定義される)。同パートナーは、現地の子どもの福利の安全保護および促進のために協力する(そのニーズの特定および対応を含む)ための手配を行う。

- ▶ 現地当局(LA)
- ▶ LA内の地域の臨床委託グループ(clinical commissioning group)
- ▶ LA地域内の警察管轄区の警察署長

## 4. 平等な立場の表明

虐待が増大するリスクを抱えているため、虐待を認めるまたは情報を開示する際にさらなる障壁が存在する子どももいる。本校は、差別禁止を約束し、子どもを取り巻く状況が多様化していることを認める。本校は、すべての子どもが、その直面している障壁にかかわらず、同じ保護を受けられるよう徹底する。

本校は、以下に該当する子どもに対し特別な配慮を払う。

- ▶ 特別な教育的ニーズ(SEN)または障害を有する子ども
- ▶ 人種、民族、宗教、性同一性または性的指向により差別を受ける可能性のある者など

## 5. 役割および責任

安全保護および子どもの保護は、**すべての人の責任**である。本方針は、本校のすべての職員、ボランティアおよび運営委員に適用され、3名の安全保護パートナーの手続に合致している。本校の方針および手続はさらに、拡大学校および校外活動にも適用される。

### 5.1 全職員

教育省の安全保護ガイダンス[教育における子どもの安全の保護\(Keeping Children Safe in Education\)](#)第1部および別紙Aを理解する。

以下について把握する。

- ▶ 安全保障を支援する本校のシステム。この子どもの保護および安全保護方針、職員の行動規範、指定安全保護リード(DSL)およびDDSLの役割と特定、行動方針、ならびに学業を怠っている子どもに対する安全保護の対応を含む。
- ▶ 早期支援プロセス(共通の評価枠組みとしても知られている)および当該プロセスにおける自らの役割。発生する問題を特定し、DSLと連絡を取り、早期特定および評価を支援するために他の専門家と情報を共有することを含む。
- ▶ 現地当局の子どものソーシャル・ケアに通報し、通報後に法令上の評価を行うためのプロセス。自らが果たすことが予想され得る役割を含む。
- ▶ 安全保護問題を特定する場合、または子ども本人から虐待もしくはネグレクトを受けていると知らされた場合に何をすべきか。FGMなどの具体的な問題、および関係する専門家と連絡を取る際に適切なレベルの秘密保持を維持する方法を含む。
- ▶ 様々な種類の虐待およびネグレクトの兆候、ならびに特定の安全保護問題。子どもの性的搾取(CSE)、重大な暴力犯罪、FGMおよび過激化のリスクがあるか、これに関与している兆候など。

### 5.2 指定安全保護リード(DSL)

DSLは、上級リーダーシップ・チームの一員である。本校のDSLは、キタダ氏である。DSLは、子どもの保護および安全保護の拡大につき主たる責任を負う。

学期中の学校時間中、DSLは、学校職員が安全保護上の懸念について協議する際に立ち合う。

学校時間外にDSLに連絡を取るには、[kitada-t@thejapaneseschool.ltd.uk](mailto:kitada-t@thejapaneseschool.ltd.uk)宛にEメールを送信する。

DSLが不在の場合、DDSL(カシワバラ氏)が代理として対応する。

DSLとDDSLが対応できない場合(時間外/学期外活動中など)、校長が代理として対応する。

DSLは、以下を行うために時間、資金、研修、リソースおよび支援を与えられる。

- ▶ 他の職員に対し、子どもの福利および子どもの保護に関する事項について助言および支援を提供する。
- ▶ 戦略に関する協議および機関内会合に参加し、および/または他の職員が参加する際に支援する。

- ▶ 子どもの評価に寄与する。
- ▶ 適切な場合は、疑わしい事例を関係機関（現地当局の子どものソーシャル・ケア、チャネル・プログラム、犯罪歴調査（Disclosure and Barring Service）、および／または警察）に通報し、当該通報を直接行う職員を支援する。
- ▶ 定期的な研修など、自己の役割に改善があればこれに後れを取らないよう、知識および技能を最新の状態に保つものとする（電子掲示板を通じて、または時間をかけて安全保護の発展状況を読み、理解する）。

DSL はさらに、問題があれば逐次校長に知らせ、子どもの保護に関する懸念事項につき、適切な場合は現地当局のケア・マネージャーおよび指定担当者に連絡する。

### 5.3 運営委員会

運営委員会は、各見直し時に本方針を承認し、これが法律を遵守するよう徹底し、校長にその実施についての説明責任を負わせる。

運営委員会は、運営委員会の上級レベルの連絡担当運営委員を任命し、運営委員会全体と共に本方針の効果について監視させる。当該担当運営委員は常に、DSL とは別の人とする。

運営委員長は、虐待の訴えが校長に対して行われた場合、適切な場合は「ケース・マネージャー」となる。

全運営委員は、教育における子どもの安全の保護（Keeping Children Safe in Education）を読むものとする。

第 13 条には、運営委員がその役割を果たす際に支援を受ける方法に関する情報を記載している。

### 5.4 校長

校長は、本方針の実施につき以下を含む責任を負う。

- ▶ 職員（臨時職員を含む）およびボランティアに対し、その就任時に安全保護を支援する本校のシステム（本方針を含む）について知らせよう徹底する。
- ▶ 子どもの入学時、および本校のウェブサイトを通じて、本方針を保護者に伝える。
- ▶ DSL に適切な時間、資金、研修およびリソースを提供し、DSL が不在の場合は常に適切な代理が対応するよう徹底する。
- ▶ 全職員が安全保護および子どもの保護に関する適切な研修を受け、これを定期的に更新するよう徹底する。
- ▶ 別の職員またはボランティアに対して虐待の訴えが行われた場合、適切であれば「ケア・マネージャー」として行為する。

## 6. 秘密保持

必要な場合に限り情報を共有する。教員、友人または家族と問題について話し合ってはならない。虐待の疑いまたは苦情はすべて、DSL または DDSL に直ちに報告しなければならない。訴えはすべて直ちに、校長にも報告する。可及的速やかに、最も緊急性の高い案件では 24 時間以内に DSL が措置を取る。

以下の点に留意すること。

- ▶ 適時の情報共有は、効果的な安全保護にとって必要不可欠である。
- ▶ 情報共有を恐れて、子どもの福利を促進し、その安全を保護する必要性を妨げることがあってはならない。
- ▶ 2018 年データ保護法（DPA）および GDPR は、子どもの安全を保護する目的であれば情報共有を禁止または制限していない。
- ▶ 職員が「特別なカテゴリの個人データ」を共有する必要がある場合、2018 年 DPA は、処理条件として「リスクにさらされている子どもおよび個人の保護」を定めており、同意を得ることができない場合、実践者が同意を得ることできないと合理的に予想される場合、または同意を取得することにより子どもがリスクにさらされる可能性がある場合、実践者は同意なく情報を共有することが可能となっている。

- 職員は、子どもに対し、虐待の報告について誰にも話さないと約束してはならない。秘密にすることが、子どもの最大の利益とはならない場合があるためである。
- 政府の[安全保護のための実践者に対する情報共有に関する助言 \(information sharing advice for safeguarding practitioners\)](#)には、情報共有に関する 7 つの「重要な規則」が定められており、これは情報共有に関する決定を下す職員にとって有益なものである。
- 職員は、情報共有に関して疑いを持った場合、指定安全保護リード DSL(または DDSL)に相談するものとする。

## 7. 虐待の把握および措置の実施

職員、ボランティアおよび運営委員は、安全保護問題が生じた場合、以下に定める手続きを取らなければならない。

本条項以降において、DSL に通報するという場合、「DSL(または副 DSL)」を指すことに留意すること。

### 7.1 子どもが害を受けている、害を受ける可能性がある場合、または危険が迫っている場合

子どもが害を受けている、害を受ける可能性がある、または危険が迫っていると考える場合、**直ちに子どものソーシャル・ケアおよび／または警察に通報する。誰でも通報することが可能である。**

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/419604/What\\_to\\_do\\_if\\_you\\_re\\_worried\\_a\\_child\\_is\\_being\\_abused.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/419604/What_to_do_if_you_re_worried_a_child_is_being_abused.pdf)

直接通報する場合、可能な限り速やかに DSL(第 5.2 項参照)に伝える。下記リンクも参照のこと。

2016 年 4 月イーリング評価プロトコルおよびニーズの閾値に関するガイド(Ealing's Assessment Protocol & Thresholds of Need Guide April 2016)

[https://search3.openobjects.com/mediamanager/ealing/directory/files/threshold\\_guide\\_april\\_2016\\_interim\\_update\\_2.pdf](https://search3.openobjects.com/mediamanager/ealing/directory/files/threshold_guide_april_2016_interim_update_2.pdf)

<https://www.gov.uk/report-child-abuse-to-local-council>

### 7.2 子どもから開示を受けた場合

安全保護問題について子どもから情報開示を受けた場合、以下を行うものとする。

- 子どもの話を聞き、信じる。自由に話す時間を与え、誘導的な質問を行わない。
- 落ち着いて行動し、ショックを受けたまたは混乱している姿を見せない。
- 子どもに、打ち明けたことが正しい行動であったと伝える。もっと早く話すべきであったと言ってはならない。
- 今後の対応について説明し、この情報を報告しなければならないことを伝える。情報を秘密にすると約束してはならない。
- 可能な限り速やかに子ども自身の言葉で会話の内容を書面にまとめる。事実を忠実に記載し、自身の判断を盛り込まない。
- 子どもの保護に関する情報開示書(Child Protection Disclosure Form)に記入する。
- 書面に署名および日付を付し、これを DSL に引き渡す。あるいは適切な場合は、子どものソーシャル・ケアおよび／または警察に直接通報し(第 7.1 項参照)、その後可能な限り速やかに DSL に通知する。

### 7.3 FGM が行われた、または児童生徒が FGM のリスクにさらされていることが判明した場合

教育省の教育における子どもの安全の保護では、FGM には、「女性の外性器の部分的または完全な除去を含むすべての手技、または女性器に対するその他の傷害」が含まれると説明している。

FGM は、英国では違法であり、長期に渡る悪影響を伴う児童虐待の一つである。また、「女性器切除」「割礼」または「通過儀礼」としても知られている。

児童生徒がすでに FGM を受けたと考えられる兆候、および児童生徒がそのリスクにさらされている可能性があることを示唆する要素は、付属書 4 に記載されている。

FGM 行為が **18 歳未満の児童生徒** に対して行われたと見受けられることが(被害者の情報開示または視覚的な証拠により)判明した場合、**教師**は、自ら直ちに警察にその旨を通報しなければならない。

正当な理由がない限り、教師はさらに、この件につき DSL と協議し、適切な場合は子どものソーシャル・ケアの関与を求めるものとする。

FGM 行為が **18 歳未満の児童生徒** に対して行われたと見受けられることが判明した場合、**他の職員**は、DSL に伝え、本校の現地安全保護手続に従わなければならない。

上記教師の義務は、児童生徒が FGM のリスクにさらされているまたは FGM が疑われるが、実施されたことが判明していない場合には適用されない。職員は、児童生徒の身体検査を行ってはならない。

児童生徒が FGM のリスクにさらされているか、FGM が実施されたことが疑われる場合、または **18 歳以上の生徒**が FGM の被害者であると思われることが判明した場合、**職員**は、SDSL に伝え、本校の現地安全保護手続に従わなければならない。

現地手続については下記リンクを参照のこと。

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/800306/6-1914-HO-Multi\\_Agency\\_Statutory\\_Guidance.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/800306/6-1914-HO-Multi_Agency_Statutory_Guidance.pdf)

## 7.4 (子どもが害を受けている、害を受ける可能性がある、または危険が差し迫っているとの確信はない)子どもに関する懸念を有する場合

第 10 ページの図 1 は、子どもの福利に関する懸念がある場合に従うべき手続を示している。

可能な場合、まず DSL に相談したうえで、活動指針について同意する。

例外的な状況において DSL が対応できない場合、これにより適切な措置の実施が遅れてはならない。上級幹部に相談するか、現地当局の子どものソーシャル・ケアから助言を受ける。また、いつにても、NSPCC のヘルプライン(0808 800 5000)で助言を求めることもできる。

適切な場合は、現地当局の子どものソーシャル・ケアに直接通報する(下記「通報」参照)。取られた措置については、可能な限り速やかに DSL と情報を共有する。

### 早期支援

早期支援が適切である場合、DSL は、通常、他の機関との主たる連絡窓口となり、適切であれば機関内評価を設定する。職員は、早期支援評価において他の機関および専門家を支援するよう求められることがあり、場合によっては主要実践者として行為する。

DSL は、事案を常に審査し、本校は、状況の改善が見られない場合は、現地当局の子どものソーシャル・ケアに通報することを検討する。介入の日程は、監視と見直しを受ける。

### 通報

事案を現地当局の子どものソーシャル・ケアまたは警察に通報することが適切である場合、DSL は、自ら通報するか、その支援を行う。

本人が直接通報する場合(第 7.1 項参照)は、可能な限り速やかに DSL に伝えなければならない。

現地当局は、通報から 1 業務日以内に、どの活動指針を取るか決定し、通報者にその結果を知らせる。この情報が提供されていない場合、DSL または通報者は、現地当局の追跡調査に応じなければならない、結果を適切に記録しなければならない。

通報後も子どもの状況に改善が見られない場合、DSL または通報者は、現地の上申手続きを取り、懸念に対する対処が行われるようにし、子どもの状況改善を徹底しなければならない。

## 7.5 過激思想に関する懸念がある場合

子どもが害を受けていない、害を受ける可能性がない、または危険が差し迫っていない場合、可能であれば、まず DSL に相談し、活動指針について合意する。

例外的な状況において DSL が対応できない場合、これにより適切な措置の実施が遅れてはならない。上級リーダーシップ・チームの一員に相談し、そして／または現地当局の子どものソーシャル・ケアに助言を求める。適切な場合は、現地当局の子どものソーシャル・ケアに直接通報する(上記「通報」参照)。

懸念がある場合、DSL は、リスクのレベルを考慮に入れて、どの機関に通報するかを決定する。これには、テロ行為に引き込まれるリスクのある個人を特定および支援するための政府のプログラム、または自治体当局の子どものソーシャル・ケア・チームである、[チャンネル](#)が含まれることがある。

[http://course.ncalt.com/Channel\\_General\\_Awareness/01/index.html](http://course.ncalt.com/Channel_General_Awareness/01/index.html).

教育省はさらに、専用のヘルプライン(020 7340 7264)を設置しており、学校職員や運営委員は、児童生徒について過激思想に関する懸念を提起するためにこれを利用することができる。また [counter.extremism@education.gov.uk](mailto:counter.extremism@education.gov.uk) 宛に E メールで連絡することもできる。これは、緊急時用ではないことに留意すること。

緊急時には、999、または以下の場合には秘密のテロ行為防止用のホットライン(0800 789 321)に電話をかけること。

- ▶ ある人に危険に差し迫っていると考えられる場合
- ▶ ある人が過激派グループに参加するために移動を計画している可能性があると考えられる場合
- ▶ テロリストに関係する可能性のある事項を見たまたは聞いた場合

**図 1: (子どもが害を受けている、害を受ける可能性がある、または危険が差し迫っていると確信しているわけではないが) 子どもの福利に関する懸念がある場合に取りべきべき手順**

(DSL が対応不可能である場合でも、措置を遅らせてはならないことに留意すること。対策については第 7.4 項を参照のこと。)

子どもに関する懸念がある。

DSL に相談する。

通報は必要ない。学校は、関連する措置をとり、現地で監視する。

職員または DSL は、LA のソーシャル・ケア・チームに通報する（また適切な場合は警察に電話をかける）。

懸念が拡大する場合は、通報する。

1 業務日以内に、ソーシャル・ワーカーは、必要な対応の種類について決定を下す。

If concerns escalate, make a referral

Social worker makes a decision about the type of response required

LA のソーシャル・ケア・チームは、措置を取り、通報者に報告する。

正式な評価は必要ない。

No formal assessment required

学校は早期支援の評価を検討し、適切な場合はその他の支援を評価する。

School considers early help assessment and accesses other support as appropriate

職員は、子どもの状況を常に審査し、適切な場合は、状況改善のために再度通報する。すべての段階で常に子どもの最善の利益を最優先しなければならない。

Staff keep the child's circumstances under review, and re-refer if appropriate, to ensure the circumstances improve. The child's best interest must always come first at all stages.

## 7.6 職員またはボランティアに関する懸念

職員もしくはボランティアに関する懸念がある場合、または職員もしくはボランティアが子どもに害を及ぼすリスクがあるとの訴えがなされた場合、校長に相談する。懸念／訴えが校長に関するものであるときは、運営委員長に相談する。

適切な場合、校長／運営委員長はその後、付属書 3 に定める手続に従う。

職員もしくはボランティアに関する懸念がある場合、または職員もしくはボランティアが子どもに害を及ぼすリスクがあるとの訴えがなされた場合、校長に相談する。懸念／訴えが校長に関するものであるときは、運営委員長に相談する。

適切な場合、校長／運営委員長はその後、付属書 3 に定める手続に従う。

## 7.7 他の児童生徒に対するいじめの訴え

本校は、子どもが他の児童生徒に対しいじめを行う可能性があることを認識している。いじめは決して認めてはならず、「冗談」、「からかっただけ」または「成長の過程」としてうやむやにすることはならない。

本校はさらに、友達同士のいじめが性別に関係していることも認識している（すなわち、女子が被害者、男子が加害者になる可能性が高い）。ただし、すべての友達同士のいじめは認められず、真剣に取り扱うものとする。

児童生徒が他の児童生徒を傷付ける状況は、多くの場合、本校の行動方針に基づき扱われるが、この子どもの保護および安全保護方針は、安全保護に関する懸念を提起する訴えにも適用される。これには、訴えられた行動が以下に該当する場合が含まれる。

- ▶ 深刻であり、刑事上の犯罪となる可能性がある。
- ▶ 校内の児童生徒がリスクにさらされる可能性がある。
- ▶ 暴力的である。
- ▶ 児童生徒が薬物またはアルコールの摂取を強要される。
- ▶ 性的詐取、性的虐待または性的嫌がらせ（公然わいせつ、性的暴行、スカートの中の盗撮または性的に不適切な写真もしくは動画（性行為を含む）など）が関係している。

児童生徒が他の生徒児童に対するいじめを訴えた場合、

- ▶ 訴えを記録し、DSL に報告しなければならない。
- ▶ DSL は、自治体当局の子どものソーシャル・ケア・チームに連絡し、その助言に従う。訴えが刑事上の犯罪の可能性のある場合は、警察にも連絡する。
- ▶ DSL は、関係したすべての子ども（加害者、訴えの対象である子ども、およびその他の影響を受けた者を含む）について、必要であれば当該子どもが相談できる指定の者と共にリスク評価および支援計画を実施する
- ▶ DSL は、適切な場合は、子どもと青少年メンタル・ヘルス・サービス(adolescent mental health services、CAMHS)と連絡を取る。

本校は、以下の方法で、友達同士のいじめのリスクを最小限に抑えるものとする。

- ▶ あらゆる形式の軽蔑的または性に関する文言または行動（性的画像の要求または送信を含む）をいさめる。
- ▶ 特に性差に影響を及ぼす問題に対し警戒する。例えば、女子の児童生徒に対する性的または積極的な接触または抱擁、および男子に対する先例または試練と称した暴力など。
- ▶ 児童生徒に対し、クラス担任、または話しやすい他の職員に相談することで、職員と秘密裡に話をすることができるようにする。

## 7.8 セクスティング

### インシデントに対応する際の責任

セクスティング(「青少年が性的画像を作成すること」としても知られる)に関するインシデントを知り得た場合、これを DSL に直ちに報告しなければならない。

#### 禁止事項:

- ▶ 自ら画像を閲覧、ダウンロードもしくは共有すること、または児童生徒に共有もしくはダウンロードを要請してはならない。すでに偶発的に画像を閲覧してしまった場合は、その旨を DSL に報告する必要がある。
- ▶ 画像を削除してはならず、児童生徒に削除を要請してはならない。
- ▶ インシデントに関与している児童生徒に対し、画像に関する情報を開示するよう要請してはならない(これは DSL の責任である)。
- ▶ 他の職員、関係した児童生徒、または当該児童生徒もしくは他の保護者や介護者とインシデントについて情報を共有してはならない。
- ▶ 関係した生徒を責めるまたは恥ずかしい思いをさせる発言または行為をしてはならない。

インシデントを報告する必要があることを説明し、児童生徒に対し、DSL から支援および援助を受けられることを再確認するものとする。

#### 初期評価会議

インシデントの報告後、DSL は、適切な学校職員と共に初期評価会議を開く。この会議において、当初の証拠について検討し、以下を決定することを目的とする。

- ▶ 児童生徒に直接的なリスクが存在するか否か
- ▶ 警察および／または子どものソーシャル・ケアに通報する必要があるか
- ▶ 生徒の安全保護のために画像を閲覧する必要があるか(多くの場合、画像を閲覧すべきではない)
- ▶ 最善の対応について決定するためにどのような追加情報が必要であるか
- ▶ 画像が広範囲に広まっているか、またどのサービスおよび／またはプラットフォームを通じて広まっているか(これは不明の場合がある)
- ▶ 機器またはオンライン・サービスから画像を削除または消去するために迅速な措置を取るべきか
- ▶ リスク評価に影響を及ぼす、関与した児童生徒に関する関連する事実
- ▶ 他の学校、大学、施設または個人に連絡する必要があるか
- ▶ 関与した児童生徒の親または保護者に連絡する必要があるか(多くの場合、親に知らせるべきである)

以下の場合、DSL は、警察および／または子どものソーシャル・ケアに直ちに通報する。

- ▶ インシデントに大人が関与している場合
- ▶ 青少年が強要、脅迫もしくは調教された、またはその同意能力に懸念がある(特別な教育的ニーズによる場合など)と確信する理由がある場合
- ▶ 画像から、その内容が、青少年の成長段階で正常ではない、または暴力的な性行為を描写したものであることを DSL が知り得た場合
- ▶ 画像に性行為が含まれており、画像内の児童生徒が 13 歳未満である場合
- ▶ 児童生徒が画像共有を理由に害を受ける直接的なリスクにさらされていると確信する理由が DSL にある場合(青少年が自殺または自傷行為をしようとしている場合など)

上記のいずれも該当しない場合、DSL は、校長および適切な場合は他の職員と相談のうえ、警察または子どものソーシャル・ケアの介入を受けることなく、インシデントに対応することを決定することができる。

## DSL による更なる審査

初期評価段階で、警察および／または子どものソーシャル・ケアに通報しないことを決定した場合、DSL は、更なる審査を行う。

DSL は、事実を確認し、リスクを評価するため、(適切な場合は) 関与した児童生徒と面談する。

プロセスのいずれかの時点で、児童生徒が害を受けたまたは害を受けるリスクにさらされているという懸念が生じた場合、子どものソーシャル・ケアおよび／または警察に直ちに通報する。

## 保護者への報告

DSL は、早期段階で保護者に報告し、常にプロセスに関与させる。ただし、保護者を関与させることで児童生徒が害を受けるリスクにさらされると考えられる正当な理由がある場合はその限りではない。

## 警察への通報

インシデントを警察に通報する必要がある場合、これは、SDL を通じて行うが、SDL が対応不可能な場合は 101 に連絡する。

## インシデントの記録

セクスティングに関するすべてのインシデントおよびこれに対応するために下された決定を記録する。本方針第 12 条に定める記録保持の取決めは、セクスティング・インシデントの記録にも適用される。

## 7.9 ギャングの活動

全職員は、関連するリスクについて把握し、これらを管理するために実施される対策を理解するものとする。学校や教員に対する助言は、内務省の「青少年の暴力およびギャングの関与防止 (Preventing youth violence and gang involvement)」  
<https://www.gov.uk/government/publications/advice-to-schools-and-colleges-on-gangs-and-youth-violence> および同「子どもおよび脆弱な成人に付け込む犯罪：郡の境界 (Criminal exploitation of children and vulnerable adults: county lines) ガイドンス <https://www.gov.uk/government/publications/criminal-exploitation-of-children-and-vulnerable-adults-county-lines> に記載されている。

## 8. 保護者への通知

適切な場合、本校は、子どもに関する懸念についてその保護者と話し合う。DSL は通常、疑いがある場合または情報開示を受けた場合にこれを行う。

他の職員は、DSL と協議した後のみ、当該懸念について保護者と話し合う。

保護者に通知することで子どもへのリスクが増大すると考えられる場合、本校は、通知前にこの件につき自治体当局の子どものソーシャル・ケア・チームと協議する。

他の子どもに対するいじめの訴えがあった場合、本校は通常、関与したすべての子どもの保護者に通知する。

## 9. 特別な教育的ニーズおよび障害を有する児童生徒

本校は、特別な教育的支援を要する (SEN) および障害を有する児童生徒が安全保護において更なる課題に直面する場合があることを認識している。さらなる障壁は、このグループにおける虐待やネグレクトを認める際に生じることがある。例えば、以下を含む。

- ▶ 行動、機嫌およびけがなど、虐待の可能性を示す要素があっても、これらが詳細な調査を行うことなく、子どもの障害に関連していると想定してしまうこと。
- ▶ 児童生徒が、他の児童生徒よりもグループから孤立する傾向にあること。

- SEN および障害を有する児童生徒が、いじめなどの行動により、外見からは兆候が見られないが、不均衡に影響を受けている可能性があること。
- こうした問題を克服する際にコミュニケーション上の問題があり、困難である場合があること。

## 10. 携帯電話およびカメラ

職員は、私用電話を自らが使用するために学校に持ち込むことは認められているが、その使用は、児童生徒が不在で、接触していない時間帯に制限される。児童生徒と接する際には、職員の私用電話をカバンまたはカップボード内にしまっておくものとする。

職員は、私用電話またはカメラで児童生徒の写真撮影または録画を行ってはならない。

本校は、学校内で使用する写真および録画を撮影および保管する場合は、2018 年一般データ保護規則およびデータ保護法 (General Data Protection Regulation and Data Protection Act 2018) に従う。

## 11. 学校の安全保護方針に関する苦情および懸念

### 11.1 職員に対する苦情

職員に対する苦情のうち、子どもの保護に関する調査を必要とする可能性のあるものは、職員に対する虐待の訴えに関する本校の手に従い扱われる (付属書 3 参照)。

### 11.2 内部告発

一般的なガイダンスは、[www.gov.uk/whistleblowing](http://www.gov.uk/whistleblowing) で確認することができる。

子どもの保護に関する不備について内部で懸念を提起することを望まない職員は、NSPCC 内部告発ヘルプラインを利用することができる。職員が利用可能な連絡先は以下のとおりである。電話番号: 0800 028 0285 (月曜から金曜の午前 8 時から午後 8 時まで対応)、E メール: [help@nspcc.org.uk](mailto:help@nspcc.org.uk)。

## 12. 記録保持

本校の記録保持は、本校の記録保持日程に従う。

安全保護に関するすべての懸念、協議内容、決定事項および当該決定を下した理由を書面にて記録する必要がある。何らかの事項を記録すべきか否かについて疑義がある場合は、DSL に相談すること。

守秘義務の対象ではない記録は、容易に閲覧および入手可能とする。秘密の情報および記録は、安全に保持し、これを確認する権利を有する人またはその必要がある専門家のみが閲覧することができる。

個々の子どもに関する安全保護に関する記録は、当該子どもが転校または卒業した後、合理的な期間、保持する。

安全保護に関する記録保管に関する取決め

- 紙ベースの記録は、DSL の机の横に置かれた施錠可能なキャビネットに保管する。
- 電子記録は、事務員のみがアクセス可能な事務員のホルダーに保管する。
- すべての記録は、少なくとも 7 年間保持する。

適切な場合は、自治体の安全保護手順に従い、本校は、他の機関と情報を共有する。

- 付属書 2 では、特に採用および雇用前の身元検査の記録保管に関する本校の方針を定めている。
- 付属書 3 では、職員に対する虐待の訴えについて記録保管に関する本校の方針を定めている。

## 13. 研修

### 13.1 全職員

全職員は、学校の安全保護システムおよび自らの責任を理解する必要がある。必要に応じて、定期的に、安全保護および子どもの保護に関する最新情報を(Eメール、電子掲示板および職員会議などを通じて)受領する。

プライベート・ファイナンス・イニシアチブ(PFI)または類似の契約を通じて派遣される契約者も安全保護に関する研修を受ける。

ボランティアは、該当する場合は、適切な研修を受ける。

### 13.2 DSL および副 DSL(DDSL)

DSL および DDSL は、少なくとも 2 年毎に子どもの保護および安全保護に関する研修を受ける。

さらに、両者は、定期的に(電子掲示板、他の DSL との会合、または時間をかけて安全保護に関する発展状況を読み、理解するなど)知識および技能を最新の状態に保つ。

DSL および DDSL はさらに、Prevent の啓発研修を受ける。

### 13.3 運営委員

すべての運営委員は、自らの機能を果たし、その責任を理解するために必要な知識および情報を確実に得るため、安全保護に関する研修を受ける。

運営委員長は虐待の訴えが校長に対して行われた場合に「ケース・マネージャー」として行為するよう求められる場合があるため、この目的で訴えを管理するための研修を受ける。

### 13.4 採用 – 面接委員団

### 13.5 児童生徒およびその家族と接触する職員

子どもおよびその家族と接触するすべての職員には監督が付き、当該監督は、支援、コーチングおよび研修を行い、子どもの関心を高め、配慮を要する事項について秘密裡に協議することを考慮に入れる。

## 14. 監視に関する取決め

本方針は、各見直しにおいて、運営委員会全体の承認を受ける。

## 15. 他の方針とのリンク

本方針は、他の規則や手続(苦情に関する方針など)とリンクしている。

以下の付属書は、教育省の法令上のガイダンス「教育における子どもの安全の保護」に基づいている。

## 付属書 1: 虐待の種類

虐待(ネグレクトを含む)および安全保護上の問題は、1つの定義または分類にまとめることができる独立した事由であることはまれである。多くの場合、複数の問題が重なり合う。

**身体的虐待**には、叩く、揺さぶる、投げる、毒を盛る、火をつける、熱湯に入れる、溺死させる、窒息死させるまたはその他子どもに身体的な害を加えることが含まれる。身体的な害は、親や保護者が子どもの病気の症状をでっちあげる、または意図的に病気を引き起こす場合にも生じることがある。

**心理的虐待**は、子どもの心理的成長に重大な悪影響を及ぼすなど、子どもとの永続的な心理的に不適切な関わりである。特定のレベルの心理的虐待は、単独で行われた可能性がある場合でも、子どもに対するあらゆる種類の不適切な関わりに関与していることがある。

心理的虐待には、以下が含まれる。

- ▶ 子どもに対し、価値がないもしくは愛されていない、無力である、または他の人のニーズを満たさない限り価値がないと伝えること。
- ▶ 子どもにその意見を言う機会を与えないこと、意図的に黙らせること、子どもの発言またはコミュニケーション方法を「からかう」こと。
- ▶ 年齢または成長過程で不適切な期待を子どもにかけること。これらには、子どもの成長能力を超える対話、過保護、診断および学習の制限のほか、通常の社会的交流に子どもを参加させないことが含まれる。
- ▶ 他者が不当に扱われているところを見せるまたは聞かせること。
- ▶ 子どもが頻繁に恐怖を感じるまたは危険を感じる深刻ないじめ(ネット上のいじめを含む)、または子どもの搾取もしくは売買。

**性的虐待**には、子どもまたは青少年に性的行為に関与するよう強制するまたはそそのかすことが含まれ、必ずしも激しい暴力が関与している必要はなく、子どもが何が起きているか認識しているか否かを問わない。こうした行為には、以下が含まれる。

- ▶ 挿入による暴行を含む身体的な接触(レイプまたはオーラルセックスなど)、またはマスターベーション、キス、体をなでること、服の上から体を触るなどの挿入によらない行為
- ▶ 子どもに性的画像を見せること、その作成に関与させること、性行為を見せること、子どもに性的に不適切な方法で行動させること、または虐待のための準備として子どもを調教すること(インターネット経由の場合を含む)

性的虐待は、成人男性のみが行うとは限らない。女性や他の子どもも性的虐待行為を行う場合がある。

**ネグレクト**は、永続的に子どもの基本的な身体的および/または心理的なニーズを満たさないことにより、子どもの健康や成長に重大な害を及ぼす可能性があることをいう。ネグレクトは、母親の薬物乱用の結果、妊娠中に生じる場合がある。

子どもが生まれた後、ネグレクトには、親または保護者による以下の行為が含まれる。

- ▶ 適切な食事、衣服およびシェルターを提供しないこと(自宅に入れないことまたは育児放棄を含む)。
- ▶ 身体的および心理的な害または危険から子供を守らないこと。
- ▶ 適切な監督を怠ること(不適切な世話人の使用を含む)。
- ▶ 適切な医療または治療を受けさせないこと。

さらに、子どもの基本的な心理的ニーズを無視すること、またはこれに応じないことも含まれることがある。

## 付属書 2: より安全な人材採用および犯罪歴証明 - 方針および手続

本校は、実施された身元調査に関するすべての情報を記録する。こうした身元調査の写しは、適切な場合は、個人の人事ファイルにて保持する。本校は、以下に定めるとおり、当該身元調査の写しを保持するにあたっては、要件および最優良事例に従う。

## 新規職員

本校において新規職員を採用する場合、以下のとおりとする。

- ▶ その身元を確認する。
- ▶ 規制対象業務(下記の定義を参照)に関与する人に関しては、禁止対象者リストの情報を含め、詳細な DBS (Disclosure and Barring Service) 証明書を(申請者を通じて)取得する。
- ▶ DBS 証明書を入手する前に規制対象業務を開始する場合は、別個の禁止対象者リストの証明書を取得する。
- ▶ その業務上の責任を果たすために精神的および身体的に健康であることを確認する。
- ▶ 英国で働く権利を有することを確認する。本校は、この確認書の写しを職員の雇用期間中およびその後 2 年間保管する。
- ▶ 適切な場合は、専門資格を確認する。
- ▶ 教師として雇用される場合は、禁止命令を受けていないことを確認する。
- ▶ 適切な場合は、過去に英国外に居住または勤務していた候補者についてさらに追加の身元調査を行う。(適切な場合は)欧州経済地域の専門家規制当局により教師に対する制裁または制限が課されていないか、および犯罪歴その他同等の調査を含む。
- ▶ 管理職に就く候補者について、国務大臣による管理指令(第 128 条)の禁止対象ではないことを確認する。

本校は、個人が 2018 年育児欠格規則および 2006 年育児法に基づき欠格ではないことを確実にするため、適切な身元調査を行うよう徹底する。本校が個人が当該規則の対象外であり、本校が当該調査を行わないことを決定した場合、本校は、評価記録を個人の人事ファイルにて保持する。この記録には、リスクおよび実施されている制御措置の評価、ならびに求められた助言が含まれる。

本校は、職歴に関する書面による情報を要請し、当該情報が矛盾するまたは不完全ではないか調査する。

本校は、すべての最終候補者(内部候補者を含む)について、面談前に紹介状を求める。本校は、紹介状を精査し、採用を確定する前に懸念があれば解決する。紹介状を依頼する際に、応募者が子どもと接触して勤務するのに適格であるかについて具体的な質問をする。

**規制対象業務**とは、いずれかの人が以下に該当することをいう。

- ▶ 学校または大学において正規に、子どもの授業、訓練、指示、世話または監督につき責任を負う。
- ▶ 有償で、または無償で監督なしに、学校または大学において、子どもと接触する機会のある業務内容の業務を行う。
- ▶ 親密なもしくは個人的な世話または夜勤活動に従事する。これは、1 度行われるだけでも同様とし、監督下にあるか否かを問わない。

## 現職員

子どもと接触する業務について現職員の適格性に懸念が生じた場合、本校は、新規職員の場合と同様に、当該個人について関連するあらゆる調査を行う。本校はさらに、個人が規制対象業務ではない役職から規制対象業務の役職に異動した場合も同様の検査を行う。

以下の場合、本校は、子どもまたは脆弱な成人に害を及ぼしたことがある、または害を及ぼすリスクのある者については DBS に照会する。

- ▶ 本校は、当該個人が[関連する行為](#)に関与していたと確信する場合、または
- ▶ 当該個人が関連する犯罪について警告もしくは有罪判決を受けていた場合、または当該個人が [2006 年弱者保護法\(指定基準および雑則\)規則 2009\(Safeguarding Vulnerable Groups Act 2006\(Prescribed Criteria and Miscellaneous Provisions\) Regulations 2009\)](#)に基づき、指定の関連する罪を犯したと確信する理由がある場合、または

- ▶ 当該個人に関して「危害テスト」を満たす場合(すなわち、子どももしくは脆弱な成人を害する、または害するリスクにさらす可能性がある)、および
- ▶ 当該個人が(有償または無償の)規制対象業務から異動された場合、または退職しなければ解任されていたはずの場合

## 機関および第三者職員

本校は、いずれかの機関または第三者組織から、本校が別途実施したはずの必要かつより安全な採用時調査を行った旨の書面による通知を受ける。本校はさらに、出勤した人が、検査を受けた人と同じ人物であるかを確認する。

## 契約者

本校は、本校で勤務するいずれかの契約者、または契約者の従業員が、適切なレベルの DBS 証明を受けるよう徹底する(これには、PFI または類似の契約を通じて派遣される契約者が含まれる)。上記証明は、以下のとおりとする。

- ▶ 規制対象業務に従事する契約者については、禁止対象リストの情報を伴う詳細な DBS 証明書
- ▶ 規制対象業務に従事しないが、当該者の業務において、子どもと定期的に接触する機会がある他のすべての契約者については、禁止対象リストの情報を伴わない詳細な DBS 証明書

本校は、自営の契約者について DBS 証明書を入手する。

調査を受けていない契約者は、監督を受けずに勤務すること、またはいかなる状況においても規制対象業務に従事することを認められない。

本校は、学校に到着した時点ですべての契約者およびその職員の身元確認を行う。

## 運営委員

すべての運営委員は、禁止対象者リストの情報を伴わない詳細な DBS 証明を受ける。

運営委員は、規制対象業務を実施する場合、禁止対象者リストの情報を伴う詳細な DBS 証明を受ける。

運営委員長は、DBS 証明書に国務大臣の連署を受ける。

すべての実践者も以下の身元調査を受ける。

- ▶ 第 128 条に基づく身元調査 ([2008 年教育技能法 \(the Education and Skills Act 2008\) 第 128 条](#)に基づく管理への参加に対する禁止されているかを検査する)
- ▶ 身分証明書
- ▶ 英国内で働く権利
- ▶ 同人が英国外で生活または勤務していた場合は、その他の必要とみなされる身元調査

## 別の措置機関で勤務する職員

児童生徒を別の措置提供者に任せる場合、本校は、当該提供者から、ここで働く個人について、本校が別途実施したであろう適切な安全保護検査を行ったことを示す書面による確認書を得る。

## 付属書 3: 職員に対する虐待の訴え

本方針の本条項は、現職員またはボランティアについて以下のとおり訴えがなされたすべての状況に適用される。

- ▶ 子どもを害する方法で、または子どもに害を及ぼした可能性のある方法で行動した。
- ▶ 子どもを相手にまたは子どもに関して刑事上の罪を犯した可能性がある。
- ▶ 1 人または複数の子どもに対し、同人が子どもに対して害を及ぼし得ることを示す方法で行動した。

本条項は、訴えられた虐待が校内で行われたか否かにかかわらず適用される。もはや教鞭をとっていない元教師に対する訴えおよび過去の虐待の訴えについては、警察に通報する。

本校は、職員またはボランティアに対する虐待の訴えに非常に迅速に対処し、子どもの効果的な保護を提供し、一方で訴えの対象である個人を支援するような公正かつ一貫した方法で訴えを扱う。

訴えを扱う本校の手続は、常識と判断を用いて適用される。

## 停職

停職は、基本的な姿勢ではなく、ある子どもまたは他の子どもたちが害を受けるリスクにさらされていると疑う理由がある場合、または事例が非常に深刻であり、解雇の根拠となりうる場合に限り検討される。この場合、本校が他のすべての選択肢を検討したうえで、合理的な代替案がない場合に限り個人に対し停職処分を課す。

リスクの評価に基づき、本校は、以下のとおり代替案を検討する。

- ▶ 本校内で配属を変更し、個人が関係した子どもと直接接しないようにする。
- ▶ 個人が子どもと接触する際にアシスタントを立ち合わせる。
- ▶ 本校内の別の業務に配属を変更し、監督なしに子どもに接触できないようにする。
- ▶ 個人と会わないように子供を別のクラスに移動させたうえで、これが罰ではないこと、また保護者と相談したことを明確にする。
- ▶ 一時的に個人を別の場所の別の役職(別の学校または運営委員会の別の業務など)に配属を変更する。

## 訴えの調査の結果に関する定義

- ▶ **立証済み**: 訴えを証明する十分な証拠がある。
- ▶ **悪意**: 訴えが誤りであることを証明する十分な証拠があり、だますために故意の行為があった。
- ▶ **誤り**: 訴えが誤りであることを証明する十分な証拠がある。
- ▶ **立証されていない**: 訴えを証明するまたは誤りであることを証明するための十分な証拠がない(このことは、有罪または無罪を黙示するものではない)。
- ▶ **根拠がない**: 行われた訴えを裏付ける証拠がない、または適切な根拠がない事案を示す。

## 訴えを処理するための手続

上記基準を満たす訴えの場合、校長(または校長が訴えの対象である場合は運営委員長)は、「ケース・マネージャー」として、以下の措置を取る。

- ▶ 訴えについて、自治体当局の指定担当者と直ちに協議する。ここでは、訴えの性質、内容および状況について検討し、今後の進め方について決定を下すために更なる調査が必要であるか、警察および／または子どものソーシャル・ケアの介入が必要であるか否かを含め、行動指針について合意する。(ケース・マネージャーは、場合により、指定担当者に相談する前に警察の関与が必要であるとみなす場合がある。例えば、訴えられた個人が子どもにとって直接のリスクになるとみなされる場合、または刑事上の犯罪の可能性を示す証拠がある場合など。このような場合、ケース・マネージャーは、警察に連絡した後可能な限り速やかに指定担当者に通知する。)
- ▶ 指定担当者(および必要な場合は警察または子どものソーシャル・ケア)に報告した後可能な限り速やかに、訴えられた個人に対し、懸念または訴えがあったこと、および場合により行動指針を知らせる。警察および／または子どものソーシャル・ケアが介入する場合、ケース・マネージャーは、当該機関と合意した情報のみを当該個人と共有する。
- ▶ (上記状況において)適切な場合、当該個人が本校で子どもと接触することを停止することが正当であるか、または上記事項など別の措置を取ることが可能であるか否かを慎重に検討する。適切な場合、指定担当者、警察および／または子どものソーシャル・ケアに助言を求める。
- ▶ **迅速な停職措置が必要であるとみなされる場合**、指定担当者と合意し、その根拠を記録する。記録には、検討された停職措置に代わる選択肢に関する情報、および当該選択肢が却下された理由を記載する。書面による停職措置の確認書を訴えまたは懸念の対象である個人に対し1業務日以内に提出し、本校での窓口とその連絡先を知らせる。

- ▶ 訴えまたは懸念の対象について**更なる措置を取らないことを決定した場合**、この決定およびその正当な理由を記録し、個人に対して誰がどの情報を書面で伝えるか、また当該個人と当初の訴えを行った者の両方について今後どのような措置を取るべきかについて合意する。
- ▶ **更なる措置が必要であると決定された場合**、校内で適切な措置を開始するために指定担当者で合意した対策を取り、ならびに／または適切な場合は警察および／もしくは子どものソーシャル・ケア・サービスに連絡する。
- ▶ 訴えまたは懸念を受けた個人に対し、事案の進捗状況を逐次伝える指定代表者の指名、および他の適切な支援についての検討など、効果的な支援を提供する。
- ▶ 上記訴えに関与した子どもの両親または保護者が状況を把握していない場合は、(該当する場合は子どものソーシャル・ケア・サービスおよび／または警察と合意のうえ)速やかに知らせる。ケース・マネージャーはさらに、親または保護者に対し、調査中は、教師に対して行われた訴えを秘密に保持する要件(これが適用される場合)を伝える。教師に関して秘密保持の制約を解除するよう求める親または保護者に対し、弁護士の助言を求めるよう勧告する。
- ▶ 関与した子どもの親または保護者に対し、事案の進捗状況および刑事訴追がない場合は結果(懲戒処分の結果を含む)を逐次(秘密裡に)報告する。
- ▶ 訴えまたは懸念の対象である個人が、子どもを害するもしくは害する可能性のある行為に従事していたと考えられる場合、または当該個人が別途子どもに害を及ぼすリスクとなる場合、DBS に付託する。

本校は、国務大臣がある個人に関して暫定的な禁止命令を下したことを知り得た場合、直ちに、かつティーチング・レギュレーション・エージェンシー(Teaching Regulation Agency)による調査結果が出るまで、当該個人による授業を停止する。

警察が介入する場合、可能な場合は必ず、運営委員会は、警察に対し、調査の開始時点で、後の段階で必要となった場合に、本校の懲戒処分で使用するために関係者の供述および証拠を共有することについて当該個人から同意を得るよう依頼する。

## 日程

- 訴えが立証されていないまたは悪意があることが明白である事例は、1 週間以内に解決する。
- 訴えの性質上、正式な懲戒措置が必要ない場合、本校は、3 業務日以内に適切な措置を開始する。
- 審問会が必要であり、更なる調査なく行うことができる場合、本校は、15 業務日以内にこれを開催する。

## 特定の措置

### 犯罪捜査または訴追後の措置

ケース・マネージャーは、さらなる措置(懲戒措置を含む)が適切であるか否か、適切である場合はその開始方法について、警察および／または子どものソーシャル・ケア・サービスが提供した情報を考慮に入れて、自治体当局の指定担当者と協議する。

### 訴えが立証済みの場合の事案の終了

訴えが立証済みであり、個人が解雇された場合、本校が当該個人の役務の使用を終了した場合、または当該個人が辞任その他役務の提供を終了した場合、ケース・マネージャーおよび本校の人事顧問は、禁止対象者リストへの掲載が必要であるかについて検討を受けるため DBS に付託するか否かについて指定担当者と協議する。

関係する個人が教職者である場合、ケース・マネージャーおよび人事顧問は、当該個人による授業の禁止について検討を受けるため、事案をティーチング・レギュレーション・エージェンシーに付託するかについて指定担当者と協議する。

### 停職後に復帰する個人

事案の結果として、停職処分を受けた個人が復帰できることが決定された場合、ケース・マネージャーは、これを円滑に行う最善の方法について検討する。

ケース・マネージャーはさらに、当該個人と、訴えを行った(本校に通学中の)子どもとの接触を管理する最善の方法について検討する。

## 立証されていないまたは悪意の訴え

訴えが意図的にねつ造されたこと、もしくは悪意であったことが証明された場合、校長、または校長に対する訴えの場合はその他の適切な人が、これを行った児童生徒に対して懲戒措置を取ることが適切であるか、または訴えを行った者が児童生徒ではない場合は当該者に対する措置が適切であるか否かの検討を警察に依頼するかを検討する。

## 秘密保持

本校は、訴えが調査中または検討中は、秘密を保持し、不必要な公開を防ぐためあらゆる努力をする。

ケース・マネージャーは、適切な場合は、自治体当局の指定担当者、警察および子どものソーシャル・ケア・サービスから助言を取得し、以下について合意する。

- 訴えについて誰が知る必要があるか、またどの情報を共有することができるか。
- 憶測、情報漏洩および噂話を管理する方法（関与した子どもの親または保護者に秘密保持義務について知らせる方法を含む）。
- 憶測を減らすために、地域社会に合理的に開示できる情報（もしあれば）はどのようなものか。
- 報道人の関心（発生した場合）を管理する方法。

## 記録保持

ケース・マネージャーは、訴えまたは懸念が上記基準を満たしている場合は事案に関する明確な記録を保持し、事案の継続中、個人の秘密の人事ファイルに当該記録を保存する。当該記録には、下記事項を記載する。

- 訴えの明白かつ包括的な概要
- 訴えの追跡調査および解決方法の詳細
- 取られた措置、および下された決定（上記のとおりその正当な理由）についてのメモ

訴えまたは懸念に悪意があると判断されなかった場合、本校は、事案の記録を個人の秘密の人事ファイルにて保持し、その写しを個人に提供する。

記録に性的虐待の訴えに関する情報が含まれる場合、本校は、調査期間中、児童性的虐待のための独立調査機関（Inquiry into Child Sexual Abuse, IICSA）のために当該情報を保持する。本校は、その他のすべての記録を少なくとも個人が通常の年金受給年齢に達するまで、または（それより長い場合は）訴えから 10 年間保持する。

悪意があると判断された訴えの記録は、個人の人事ファイルから削除される。

## 紹介状

雇用者の紹介状を提出する際、本校は、虚偽、立証されていないまたは悪意があると証明された訴え、または当該すべての訴えが虚偽、立証されていないまたは悪意であると証明された場合は訴えの履歴について言及しない。

## 教訓

訴えが立証された後、本校は、今後同様の事態が発生することを回避するため本校の手續または実務を改善できる方法がないか判断する目的で、事案の状況について自治体の指定担当者と共に見直す。

これには、（該当する場合）以下に関する検討が含まれる。

- 職員の停職決定から生じる問題
- 停職期間
- 停職が正当であったか否か
- 個人が後に復職する場合の停職の適用 本校は、今後類似の案件について、個人を停職させることなく調査を行うことができる方法について検討する。

## 付属書 4: 具体的な安全保護問題

### 子どもの性的搾取

子どもの性的搾取(CSE)は、子どもの性的虐待の一種であり、ある個人または団体が、権力の不均衡を利用して、子どもを強要し、操り、または騙して、被害者が必要とするまたは望む何かと引き換えに、および／または金銭的利益を得るためまたは加害者もしくは共犯者の立場を高める目的で、性的行為をさせる場合に生じる。

これには、暴力、屈辱および性的暴行を伴う場合があるが、必ずしも身体的な接触を伴うわけではなく、オンラインで行われることもある。例えば、青少年は、自らの露骨な性的画像を共有すること、文字で性的会話をすること、またはウェブカメラを用いて性的行為に参加するよう説得または強要されることがある。

性的搾取の対象である子どもまたは青少年は、自らが虐待されていることを理解していない場合がある。また虐待の加害者を信頼していることも多く、愛し合っており、だまされて合意に基づく関係にあると信じている場合もある。

職員が CSE を疑う場合、DSL に相談するものとする。DSL は、自治体当局の子どものソーシャル・ケア・チームおよび適切な場合は警察に通報することを含め、自治体の安全保護手続を開始する。

子どもの性的搾取の兆候には、以下が含まれる。

- ▶ 説明できないプレゼントまたは新たな持ち物を携帯している。
- ▶ 搾取に関与している他の青少年と関係がある。
- ▶ 年上の人と付き合っている。
- ▶ 性行為感染症を患っているまたは妊娠している。
- ▶ 不適切な性行動を示している。
- ▶ 健康的な精神状態に変化が生じている。
- ▶ 薬物および／またはアルコールを濫用している。
- ▶ 長期に渡り学業を怠っている、または定期的に帰宅が遅い。
- ▶ 定期的に学校または授業をさぼっている、または授業に参加していない。

### ホームレス

ホームレスになるまたはホームレスになるリスクにさらされている状況は、子どもの福利にとって本当のリスクである。

DSL および DDSL は、自治体の住宅当局の連絡先情報および付託先を把握しておくものとし、(適切な場合は、自治体手続に従い)可能な限り早期段階で懸念を提起／経過観察することができるようにする。

子どもが害を受けているまたは害を受けるリスクにさらされている場合、DSL はさらに、子どものソーシャル・ケアに通報する。

### いわゆる「名誉に基づく」虐待(FGM および強制結婚を含む)

いわゆる「名誉に基づく」虐待(HBV)には、家族および／または地域社会の名誉を保護または擁護するために行われるインシデントまたは犯罪(FGM、強制結婚、およびプレスト・アイロニングなどの慣例など)が含まれる。

こうした状況で行われる虐待は、家族や地域社会の幅広いネットワークの圧力を伴うことが多く、複数の加害者が存在する場合がある。

すべての形式の HBV は虐待であり、そのように扱い、上申するものとする。全職員は、子どもが HBV のリスクにさらされているまたは既にその被害に遭っている可能性がないか注意を払うものとする。職員は、懸念があれば DSL に相談し、DSL が自治体の安全保護手続を発動する。

## FGM

DSL は、職員が FGM の影響を受けているまたは FGM のリスクにさらされている子どもに注意を払うため、これに備えて適切な研修を確実に受けられるようにする。

本方針第 7.3 項は、職員が FGM 行為が行われたことを知り得た場合、または児童生徒が FGM のリスクにさらされていると疑う場合に取りべき手順について定めている。

### 強制結婚

結婚を強要することは犯罪である。強制結婚とは、一方または双方の十分かつ自由な同意を得ることなく、結婚させるために暴力、脅迫またはその他の形の威圧が用いられた場合に行われる結婚をいう。脅迫は、身体的、精神的または心理的な脅迫が含まれる。

職員は、強制結婚またはその兆候について研修を受ける。本校は、「ワンチャンス」ルールについて把握している。すなわち本校は、潜在的加害者に話をする機会を 1 度だけであり、彼らを救うチャンスは 1 度だけである。

児童生徒が強制結婚をさせられることが疑われる場合、職員は、当該児童生徒と懸念事項について安全かつ非公開の場所で話をするものとする。職員はその後、DSL にその旨を報告する。

DSL は、以下を行う。

- ▶ 安全かつ非公開の場所で懸念事項について児童生徒と話をする。
- ▶ 自治体の安全保護手続を発動し、事案を自治体の指定担当者に付託する。
- ▶ 強制結婚対策機関 (Forced Marriage Unit) 020 7008 0151 または [fmufco.gov.uk](mailto:fmufco.gov.uk) に連絡し、助言を求める。
- ▶ 適切な場合、当該児童生徒を教育福祉担当者、パストラル・チューター、ラーニング・メンター、または学校カウンセラーに付託する。

## 過激化の防止

過激化とは、ある人がテロ行為または過激主義を支援するようになるプロセスをいう。過激主義は、口頭または活動により基本的な英国の価値 (民主主義、法の支配、個人の自由、相互尊重、ならびに様々な信仰や信条に対する寛容さなど) に対して抵抗することである。

学校は、子どもがテロ行為に引き込まれることを防ぐ義務を負う。DSL は、Prevent の啓発研修を行い、職員がリスクにさらされている子どもを特定するため、これに備えた適切な研修を確実に受けられるようにする。

本校は、本校の子どもがテロ行為に引き込まれるリスクを評価する。この評価は、本校の学区における潜在的なリスクを理解し、本校の学区の安全保護パートナーおよび自治体の警察と協力して行う。

本校は、適切なインターネット・フィルタリングを実施し、児童生徒が学校および家庭でオンラインを使用する際に安全が守られるよう徹底する。

過激派イデオロギーの影響を受けやすい個人を特定する方法は一つではない。過激派は急速にまたは時間をかけて広がることもある。

職員は、児童生徒の行動に注意を払うものとする。

## 訪問者の身元確認および適格性の確認

すべての訪問者は、職員が満足する程度に身元確認を行い、訪問中、携帯電話を含む所持品を安全な場所に預けるよう求められる。

見知らぬ訪問者の場合、施設への立入を許可する前に、本校は、証明書と訪問理由を確認する。訪問者は、身元証明書を提示する用意しておくものとする。

訪問者は、訪問者記録に署名し、訪問者バッジを付けるよう求められる。

教育心理学者および学校改善担当者など、職業上学校を訪れる訪問者は、写真付き ID を提示するよう求められる。

▶ また DBS 証明書を提示するよう求められる。これは、写真付き ID と共に確認される。

▶ LA または教育心理学サービスなど、専門家を派遣する組織は、禁止対象者リストを伴う詳細な DBS 証明が行われた旨の書面による確認書を事前に提出する。

来賓演説者など、その他のすべての訪問者には、常に職員が同行する。本校は、過激派思想を普及することが知られている演説者を学校に招待しないものとし、学校の施設を使用する個人または組織が過激派思想を広めようとし、または児童生徒や職員を過激化に参加させないことを確実にするため適切な身元調査を行う。

## 子どもの迎えがない場合

授業後／放課後に子どもの迎えがない場合、本校は、親または保護者が迎えに現れるまで、教師の監督下において子供を学校内で預かる。

## 行方不明の児童生徒

行方不明の子どもは必ず見つけ、可能な限り速やかに効果的な監督下に戻すことが本校の手続の意図である。子どもが行方不明になった場合、本校は、以下のとおりとする。

▶ 直ちに DSL/DDSL/校長/代理人に行方不明の子どもの詳細を報告する。

▶ 学校内外で子どもを探し、適切な場合は監視カメラの記録を確認する。

▶ 子どもが見つからない場合は、自治体警察および運営委員会に報告し、子どもの親/保護者に連絡する。

## 付属書 5:DSL/DDSL の職務説明書

DSL は、以下を行うために時間、資金、研修、リソースおよび支援を与えられる。

▶ 各職員(特に様々な教育施設で勤務したことのある/現在勤務している新規またはパートタイムの職員)が本校の子どもの保護方針を閲覧することができ、これを理解するよう徹底する。

▶ 全職員が子どもの保護に関する就任時研修を受けるよう徹底し、懸念を認識し、発生した場合は直ちに報告する心構えを持たせる。

▶ 学期中の学校時間中、DSL は、職員が安全保護上の懸念について協議する際に立ち合う DSL が対応できない場合、安全保護に関する事項は、DDSL に付託されるものとする。

▶ 本校内の安全保護の概要を把握しておく。

▶ 安全保護が職員会議において常に重要事項として扱うようにする。

▶ 開かれた通信網を徹底し、自治体の法定機関と効果的に連絡を取る。

▶ 本校内において、また外部機関の会合において本校の代表として口頭および書面にて、十分かつ高水準の情報交換を図る。

▶ 非常時に落ち着いて効率的な裁量を示す。

▶ 手続に正確に従い、情報を得たうえで決定を下す。

▶ 規則の変更に迅速に適合し、職員に当該変更を確実に知らせる。

▶ 客観的かつ積極的に話を聞き、批判的にならない。

▶ 外部機関、上級幹部、運営委員会および外部機関に提出する場合、明確、完全かつ有益な報告書を作成する。

▶ 自治体当局が子どもの保護事案に関する会議および子どもの保護に関する審査会議をどのように実施するかについて実際上の知識を得る。

▶ 子どもの保護会議または事案審査に報告書を提出し、これらに出席する(または本校の参加者にこれを行わせる)。

DSL は、虐待の疑いがあるすべての事例を以下のいずれかに通報する。

- ▶ 自治体当局の子どものソーシャル・ケア・ユニット
- ▶ 子どもの保護に関する懸念(特に職員に関する懸念があるすべての事例)については、LALADO
- ▶ 警察(犯罪が行われた可能性がある事例)
- ▶ 過激化に関する懸念がある場合は、チャンネル・プログラムに通報し、チャンネル・プログラムに通報する職員を支援する。
- ▶ 本校が、以下に関して法的枠組みおよび推奨されたガイダンスの範囲内で運営するよう徹底する。1989年子ども法第47条に基づく継続的な調査および警察の捜査、必要な場合はについて、地当局の子どものソーシャル・ケア・ユニットに通報し、子どもの保護に関する懸念(職員が関与するすべての事例)をLADOに通報し、犯罪が行われた可能性のある事例を警察に通報すること。
- ▶ すべての会議および協議内容について親、および適切な場合はLADO、子どものソーシャル・ケア・ユニットまたは警察に連絡する。すべての会議記録を明確かつ包括的なものとし、日付を付す。
- ▶ 懸念、協議内容、ならびに下された決定およびその理由をすべて書面にて記録する。
- ▶ 子どもを常に安全に世話するために必要な技能および知識をもち、理解する。子どものケアの調整および子どもを世話する当局の介護者に割り当てられる権限のレベルに関する必要な情報を有する。子どものソーシャル・ワーキングの詳細も有するものとする。
- ▶ 安全および安全保護に関する事項について、職員に対する助言および専門知識を与える情報源として行為する。
- ▶ 通報するか否かを決定する場合は、常に関係当局に連絡し、助言を求める。
- ▶ 早期支援が必要とされる子供を特定する職員のパイプ役として行為する。子どもが早期支援を必要とする可能性があるか否かについて評価を行う。適切な場合は、通常の手続きを取る。早期支援を必要とすることが特定された子どもの事案を再検討する。
- ▶ 本校の運営委員会と協力して、安全保護方針および手続が、法令上の規則に準拠しており、正確に実施されていることを確認するため、毎年見直しを行う。
- ▶ 本校の運営委員会と協力して、方針および手続の効果、およびその実施を毎年監視する。
- ▶ 本校の安全保護および子どもの保護についての年次審査を書面にまとめ、これを本校の運営委員会に提出する。
- ▶ 関連する子どもの保護に関するリソースを利用する権利を取得し、法定要件の変更を把握し、これに応じて本学校の文書を修正し、変更を本校の運営委員および職員に通知する。
- ▶ 2年毎にDSLの子どもの保護に関する再研修に参加する。この2年毎の正式な研修に加えて、定期的に(ただし少なくとも年1度)、自らの役割に改善があればこれに後れを取らないよう、知識および技能を最新の状態に保つものとする(電子掲示板を通じて、または時間をかけて安全保護の発展状況を読み、理解する)。
- ▶ 安全保護に関する本校の記録が包括的かつ最新であり、閲覧可能とする。
- ▶ リスクに対処し、問題の拡大を防ぐため、子どもが適切な時期に、適切な人から、適切な援助を受けられるよう徹底する。
- ▶ 虐待およびネグレクトの早期兆候に基づいて行動し、これを通報すること、明確な記録を保持すること、子どもの意見を聞き、状況が改善しない場合は懸念を再評価することの重要性を理解する。
- ▶ 児童生徒および職員をサポートとして支援し、すべての懸念を定期的に追跡調査し、これに関する進捗状況を文書化する。
- ▶ 子ども保護ファイルを完全かつ有益なものとし、該当する子どもに関するすべての情報を含める(正確な日付を付す)ほか、外部当局、親および保護者とのすべての連絡事項の詳細を記載する。
- ▶ 正確な安全保護に関する記録を、児童生徒の学業ファイルとは別の安全な場所に保管するよう徹底する。
- ▶ 子どもの保護記録を維持および監視する。これには、個人の懸念、その傾向または苦情に対する監視および措置を含む。

## その他の有益なリソースおよび助言の入手先:

児童搾取対策オンライン保護センター (Child Exploitation Online Protection Centre、CEOP) <https://www.ceop.police.uk>  
- 0870 000 3344 および

NSPCC <https://www.nspcc.org.uk/>、[help@nspcc.org.uk](mailto:help@nspcc.org.uk) 電話番号: 0808 800 5000